

「安全の手引き」
＜トンガ編＞

平成31年3月25日
在トンガ日本国大使館

< 目 次 >

I はじめに

II 防犯の手引き

III 緊急事態対処マニュアル

IV おわりに

I はじめに

この手引きは、トンガに在住されている方々や長期滞在される方々に、より安全にお過ごし頂くための参考資料として作成したものです。

トンガは南太平洋島嶼国の中でも比較的治安の良い国とされていますが、近年、欧米文化の流入等に刺激された若者等による住居侵入・強姦及び窃盗等の一般犯罪の件数が増えつつあります。特に、首都ヌクアロファ及び周辺地域等の都市部では、若年層の失業者や中途退学者の増加、都市部への人口流入及び欧米文化の流入等の要因により、治安は年々悪化しており、在留邦人の方々及び旅行者が巻き込まれる一般犯罪も発生しています。

また、トンガはサイクロン・地震及び津波等の自然災害が発生している地域でもあります。

そのため、これらの犯罪被害等を未然に防止し、また万が一事件に遭遇してしまっても被害を最小限に留めるためには、個人が各種対策を立てて行動するとともに、常日頃から最新の自然災害情報を入手し万全の状態に備えることが肝要となります。つきましては、この手引きをご参考にして頂き、防犯対策等にお役立て頂ければ幸いです。

II 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

海外においては、色々な面で日本国内とは環境が異なりますので、「自分の身は自分で守る」といった心構えを強く持って安全対策に努めることが重要です。普段から正確な情報を収集し、対策を立て、被害を未然に防止するとともに、万が一犯罪等に巻き込まれてしまった場合には、冷静に対処するよう心掛けて下さい。更に、油断や一瞬の気の緩みによって犯罪の被害にあうことも多く、定期的に犯罪に対する意識を高める必要があります。この手引きでは、実際に邦人の方が被害に遭われた事例をもとに、その対策、注意事項及び対処要領等を記載していますのでご参考にして下さい。

2. 最近の犯罪発生状況

首都ヌクアロファ (Nuku'alofa) 及び周辺地域を中心に、近年の欧米文化流入等に刺激された若年層による暴行、傷害、窃盗及び外国人を狙った住居侵入事件等の一般犯罪をはじめ、銃器を用いた凶悪犯罪や違法薬物に関する事件も複数報告されています。トンガ警察によると、2017年7月から2018年6月の犯罪件数は前年比10%減(628件の減少)となり全体の犯罪数は減少しましたが、重大犯罪(薬物犯罪、銃犯罪)は増加していると見られ、引き続きの警戒が必要です。

日本人が遭遇する被害の多くは、暴行、窃盗、置き引き、住居侵入等です。

また、近年、違法薬物の不法生産・所持及び販売等の犯罪が増加しています。警察当局も取り締まりを強化しており、目下一定の成果を上げている模様ですが、過去、路上やクラブ等で違法薬物らしき物を売りつけた後、捜査協力の奨励金目当てに警察に密告するような事件も起きていますので、街中で見知らぬものからこのような話を受けても絶対に相手にしないなど十分ご注意ください。

更に当地では、2000年初頭から中国人移民が急増し、一部のトンガ人はビジネスで成功している中国人移民に反感を抱いているとも言われており、中国人が経営する商店への強盗及び窃盗事件等が発生しています。過去には2006年11月に発生した暴動で、中国人が経営する多くの商店に対して、トンガ人が破壊や焼き討ちを行う事件が発生しています。中国人と間違えられやすい日本人が白昼暴行を受ける事件も過去発生していますので、この点にも注意が必要です。

警察当局は治安維持に努めていますが、凶悪犯罪の受刑者が収監されているトンガタブ島内刑務所から脱獄する事件も1年に数回起きています。

旅行者、長期滞在者ともに、隙を見せないこと、日頃からラジオ、新聞、地元の人々、ホテル従業員、旅行代理店、大使館等から情報収集することをお勧めします。

3. 防犯のための具体的注意事項（主な被害例と防犯対策）

犯罪のほとんどは首都ヌクアロファ及び周辺地域で発生しており、特にソプ（Sopu）地区、トフォア（Tofoa）地区、マウファンガ（Maufanga）地区、アナナ（Anana）地区及びウムシ（Umusi）地区等外国人が数多く居住する住宅街で多くなっています。これらの地域を含め、街灯がない場所もあるため、夜間の外出、特に女性の一人歩きは避けてください。また、週末の夜には酔っぱらいに絡まれたり暴力事件に巻き込まれたりする恐れがありますので、十分注意が必要です。在留邦人や日本人旅行者からも、ひったくりや住居侵入等の一般犯罪の被害が報告されています。特に夜間の行動には注意が必要であることはもちろんのこと、長期滞在者におかれてはご近所と良好な関係を築くことが防犯の上で非常に重要な要素となります。

最近の主な被害例と防犯対策を以下に例示しますので、参考にいただき、トンガに滞在する際には、十分注意して下さい。

（1）住居侵入

<事例>在留邦人が午後帰宅したところ、玄関ドアの鍵の様子がいつもと異なることに気づいた。ドアを開けると、居間・食堂及び各寝室にある棚等は全て物色されており、現状がわからない程散らかっている状況であった。侵入経路に関し、警察によると、犯人は住居裏の有刺鉄線を飛び越えて敷地内に侵入し、住居の裏口のドアをこじ開けて屋内に侵入したのではないかとのこと。犯人は冷蔵庫内も物色し、シャワーを浴びた形跡もあった。

<主な防犯対策>

（イ）住居を探す際は、まず安全な地域及び物件を選ぶ。

（ロ）むやみに知らない人を家に入れない、高価なもの（高価に見えるもの）を目立つところに置かない。

（ハ）契約する前に出入り口のドアの強弱、施錠設備、窓の鉄製格子の設置及びセキュリティーライトの設置状況等を確認し、不備なところは入居前に補強及び修理してもらう。

（ニ）使用人及び警備員の雇用、警報装置の設置及び犬の配備に努める。

（ホ）主寝室は在宅中に賊が侵入した場合の避難室となるので、扉・鍵及び錠は強固なものにし、室内には電話・サイレン・防犯ベル及び緊急連絡先リスト等を常備する。また、携帯電話があれば就寝時は寝室内に置いておく。

（ヘ）家を長期間留守にする際には、貴重品を放置しない。また、セキュリティーライトの常時点灯を行い、家主に管理をお願いする。必要に応じ使用人を在宅させる等の対策も有効である。また、信用のおける警備会社に依頼して警備員を常駐させることも一つの対策である。

（ト）賊が侵入しているところを発見したら、警察に電話若しくはサイレンを鳴らし、大声で近所に助けを求めろ。ただし、賊はナイフ等を隠し持ち複数で侵入してくること

が多いので、賊と直面してしまったら無闇に抵抗するようなことは避け、身の安全の確保を第一に考えて対応する。

(チ) 帰宅時に何者かが侵入したような形跡を発見したら、その場では単独で住居に入らず、警察、近隣住民、大家等を伴ってから住居に入る(単独で賊とはち合わせすると極めて危険)。

(2) 暴行未遂

<事例1> 在留邦人が日中自宅から徒歩で買い物に出かけたところ、たむろしている若年層3人組に絡まれ、胸ぐらをつかまれた。その場をすぐに離れたため、怪我はなかったが、その後も数回同じ3人組に絡まれることがあった。

<事例2> 在留邦人が午前中青空マーケットにて駐車を試みたところ、駐車場係の案内で一方通行を走行中、前方に走行を妨げる杭のようなものを発見した。そのため、前方に走行できなくなり、複数の後続車もあったため、回避するために別の出口に置いてあった交通整理用のカラーコーンを一時的に移動させようとしたところ、近くにいたトンガ人店員が説明も聞かずに突然殴りかかろうとした。恐怖のあまりその場を逃げ去った。

<主な防犯対策>

(イ) 怪しい人に話しかけられても相手にしない。無視してその場を離れる。また、相手から挑発的な言動があっても反応しない。

(ロ) 中国人に間違えられて嫌がらせを受ける可能性もあるため、日本人であることを早めに伝える。

(ハ) 頻繁に通行する場所であれば、警察に連絡し周辺地域のパトロールを強化してもらう。

(3) 車上荒らし

<事例> 在留邦人が夕方ブナロード沿いに路上駐車したところ、車から離れている間に窓ガラスが割られ、車内を物色された。車内に貴重品は置いていなかったこともあり、金銭的な被害はなかった。

<主な防犯対策>

(イ) 路上駐車をを行う際は、人目につきにくい場所は避ける。

(ロ) 車外から見える場所に物を置かない。面倒でもトランク等の見えにくい場所に置く。

(4) 強盗・窃盗

<事例1> ヌクアロファ市内で女性がATMで現金を下ろし、リュックを背負いながら歩いていたところ、突然10代と見られる若いトンガ人男性が同女性のリュックを引っ張り、強奪しようとした。

<事例2> ヌクアロファ市内で邦人女性がバスから降車した際、2人組のトンガ人に財布をすられた。

<事例3> バイニ地区(ヌクアロファ市郊外)を自転車で走行中、一度自転車を降りて

スマートフォンアプリで地図を確認。その間に道路の反対側から笑顔で近づいてきた10代の男性にスマートフォンをひったくられた。

<主な防犯対策>

(イ) 昼夜を問わず、人通りの少ない地域や危険と思われる地域には立ち入らない。特に夜間の一人歩きは禁物である。また、人通りの少ない道路やビーチなどの一人歩きも危険である。

(ロ) 不審な人物に狙われていないか、常に周囲を警戒する。

(ハ) 努めて複数で行動し、何かあった場合にはすぐに助けを呼べるようにしておく。

(ニ) 夜間に外出する際は、徒歩及び自転車での移動を避け、自家用車又は信用できるタクシー等を利用する。

(ホ) 万一、不審な人物による尾行があったり、怪しい集団がたむろしている場所に遭遇してしまったりしたら、すかさず商店等に入るか迂回する。また、酔っぱらいにからまれたりした場合には、相手を怒らせることなく穏やかにに対応しつつ足早にその場を離れる。

(ヘ) 喧嘩等が発生しやすいバーやクラブ等では、周囲の状況に注意し異変を感じたらすぐにその場を離れる。

(5) 置き引き

レストランで食事や雑談をしている間に、イスの横やテーブルの上に置いていたバッグ等を盗まれる被害が多く、また、遊泳中に、海岸やプールのイスの上に置いていたバッグや貴重品を盗まれることもあります。更に観光ツアー中の船内においても、置き忘れたバッグを盗まれるケースが発生しています。

<主な防犯対策>

(イ) 持ち歩くバッグ等は努めて1つにし、常にたすき掛け等にするかイスに縛着しておく(たすき掛けは置き引きに対しては有効ですが、ひったくりなど強引に奪おうとする犯罪の場合にはケガをするおそれがあるので注意が必要です)。

(ロ) 貴重品はホテルに預け、海岸やプールのイス等に置きっ放しにしない。

(6) 違法薬物(薬物)犯罪

近年、違法薬物(薬物)の不法生産、所持、販売等の犯罪が増加しつつあり、治安当局は取り締まりを強化しています。違反者は外国人といえども例外的な取扱いはなく、厳しい処罰(懲役刑)を受けています。路上やクラブ等で観光客に違法薬物らしき物を売りつけた後、捜査協力の奨励金目当てに警察に密告するようなケースも起きています。

<主な防犯対策>

面識のない人物から安易に物を受け取らない。密売人らしき者が近づいてきても一切無視する。

(7) 遊泳、シュノーケリング及びダイビング中の事故

トンガの海岸の大部分は珊瑚礁に囲まれており、環礁の内側は比較的波が穏やかです

が外側は急に深さが増し、波が高く流れも早くいため、遊泳やシュノーケリング中に波にさらわれる危険性が高いのでご注意ください。また、北部のババウ島の沿海では、サメに襲われ死亡する事故が発生していますので、遊泳場所については、事前に十分情報を収集した上で選定してください。また、現地の人が行かないところへは近づかないようにすることが大切です。更に、遊泳中は、自動車や持ち物等は目の届く場所に置くよう心がけ、なるべく一人での行動は避けてください。また、ホテルの管理人等に帰宅時刻を伝えておくのも一案です。

<主な安全対策>

(イ) 遊泳及びシュノーケリングは環礁の内側で行う。

(注) シュノーケリングは使用方法を誤ると水難事故につながるため、初心者は使用法を確認してから使う。

(ロ) ホテルや専門店等で情報を入手し、危険な地域でのダイビングやサーフィン等は避けるとともに、初心者は必ず上級者やインストラクターとともに海へ入る。

4. 交通事情と事故対策

近年、交通量の増加とともに交通事故も増えています。交通事故に遭っても、被害者に対する事故の補償額は極めて低い上、任意保険に加入している車両も比較的少ないと思われます。また、交通事故の裁判には長期間を要するため、運転中に交通事故の被害に遭った場合には、相手側に過失責任があってもやむなく自分の車両の任意保険で修理費等を負担するケースが多くあります。交通標識は少し増えてきましたが、当地での道路事情及び運転マナーは日本よりもかなり悪いです。自動車を運転される場合には（自分が悪くなくても、いわゆる「もらい事故」に合う可能性も含めて）細心の注意が必要であり、歩行者が事故に巻き込まれることも多いので、次の点に注意して下さい。

<主な安全対策>

(1) 速度制限の標識に従い安全に気をつけて運転をする。なお、警察によると標識がない場所の制限時速は時速50kmとなっている。また、一部郊外の道路には減速帯が設けられてはいるが非常にわかりにくいいため、特に注意して運転する必要がある。

(2) 交差点では、優先道路を走行している車両が優先となり、ロータリー（環状交差点でラウンドアバウトと呼ばれている）では、ロータリー内を走行している車両が優先となる。

(3) 方向指示器が故障している自動車が多いため、方向指示器を出さずに左折や右折する車が多いので、交差点を通過する際には曲がってくるかもしれないということを常に意識して運転する。また、方向指示器を出さずに急に左折や右折、割込み等をする運転マナーの悪いドライバーも多いので、車間距離は十分にとり方向指示器も早めに点灯させる。特にタクシーは運転マナーが悪いので注意する。

なお、当地では交差点で左折をする場合、右折してくる対向車が優先であるので注意

を要する。

(4) 舗装道路でも穴の空いている所が多く、また、放し飼いの犬、牛や豚等の家畜が急に横切ることがあるため、スピードを出し過ぎない。

(5) 夜間は、街の中心部と空港への道路を除いて照明がない場所が多いため、運転は努めて避けるか十分徐行する。

(6) 横断歩道はほとんどないため、歩行者が頻繁に道路を横断するので注意する。

(7) 歩行者が交通事故に巻き込まれることも多いため、歩行時は右側若しくは歩道を通行する。また、交差点やロータリー通過時には、車両の進行方向と自分の進行方向並びに左右の状況確認を行うよう心がける。

(8) バスやタクシーを利用する場合には、整備不良車や飲酒のドライバーを避けるとともに、運転手に対し乗車前に行き先と料金の確認を行う。また、夜間の一人乗車は危険なので避ける。

5. テロ・誘拐等

現在のところ、トンガでは国際テロ組織等の具体的脅威は確認されていませんが、ISIS等のイスラム過激派組織等によるテロが世界各地で発生していることを踏まえれば、日本人及び日本権益がテロを含む様々な事件に巻き込まれる危険があります。このような情勢を十分に認識し、誘拐・脅迫及びテロ等の不測の事態に巻き込まれることがないように、渡航情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切に安全対策を講じるよう心がけてください。

6. その他

(1) 野犬・飼い犬対策

トンガでは街中・郊外問わず飼い犬も含めて路上には多くの犬や豚が彷徨しています。当地においては狂犬病の危険性はないと言われてはいますが(ただし、破傷風の危険性があります)、凶暴な犬も多いので、徒歩や自転車で移動する際は犬に襲われないように注意してください。なお、飼い犬であってもエサを与えられていない犬やお腹の大きな犬が凶暴化することがあるので特に気をつける必要があります。

(1) 冠水

まとまった雨が降ると一部の道路が冠水することがあります。また、特にサイクロン時において、冠水した場所や水たまりに切断された電線が接触することにより、感電死する事故も発生しています。くれぐれもご注意ください。

7. 緊急連絡先

(1) 緊急 911

警察	9 2 2	バイオラ病院	2 8 2 3 3
救急	9 3 3	移 民 局	2 6 9 6 9
消防	9 9 9 (ヌアロファ)	観 光 省	2 7 3 0 2
	9 2 7 (ハハ)		
	9 2 8 (ヒヒ)		

(2) 在トンガ日本国大使館

TEL : 2 2 2 2 1 FAX : 2 7 0 2 5 緊急携帯電話 : 7 7 7 2 0 2 7

住所 : Level5, NRBT Building, Salote Road, Fasi-moe-Afi, Nuku' alofa

Ⅲ 緊急事態対処マニュアル

テロ、クーデター、暴動、サイクロン、大地震及び津波等の緊急事態が発生した場合には、落ち着いて行動し、安全を確保することが大切です。本マニュアルでは、過去の自然災害、人的災害発生状況、普段から準備しておくべき事及び事態発生時の対処要領を記載していますのでご参照下さい。

1. 治安状況

(1) 首都ヌクアロファ (Nuku' alofa) 及び周辺地域を中心に、近年の欧米文化流入等に刺激された若年層による暴行、傷害、窃盗及び外国人を狙った住居侵入事件等の一般犯罪をはじめ、銃器を用いた凶悪犯罪や違法薬物に関する事件も複数報告されています。

(2) トンガ警察によると、2017年7月から2018年6月の犯罪件数は前年比10%減(628件の減少)となり全体の犯罪数は減少しましたが、重大犯罪(薬物犯罪、銃犯罪)は増加していると見られており、トンガ警察は違法薬物の対策として、2018年4月に薬物タスクフォースを立ち上げ、取り締まりの強化を行っています。警察発表によれば、2018年4月の発足から2019年3月時点までで211件の違法薬物に関する取り締まりを行った由です。

(3) また、2019年2月4日には、ナイトクラブにいたトンガ人男性がその場に居合わせたトンガ人男性5人によって撲殺される事件も発生しております。トンガ人は大柄な体格で力が非常に強く暴行を受けた場合には重傷になり得ますので、トラブルに巻き込まれそうになったら速やかにその場から離れる等の注意が必要です。

(4) さらに、交通事故も増えているようです。近年、国内への車の流通量が増えたことに伴い、交通量が増えていると言われており、平日は各地で道路が混雑しています。他方で、週末は比較的交通量が少ないものの、かえって車の速度が出やすいため平日のみならず週末においても運転や歩行時には注意が必要です。

(5) これらの他、過去トンガでは、2006年11月16日、議会で民主化推進のための措置(政治改革)が進んでいないことに反発した民衆の一部が暴徒化し、首都ヌクアロファ市内を中心に官庁や商店及びホテル等を襲撃する事態が発生しました。同日深夜には、暴徒は中国系の商店に放火をし始めました。そのため、軍及び警察合同の治安維持部隊が出動して暴徒の鎮圧に当たりました。事態を重く見た政府は、翌17日午後、非常事態措置として、治安維持部隊に令状なしの逮捕や集会禁止、移動の制限等の権限を与える非常事態令(EMERGENCY POWER ACT)を発出し、さらに豪州及びニュージーランドに治安部隊派遣の協力を要請しました。2006年12月には、豪州及びニュージーランドの治安部隊は引き揚げ、政府軍及び警察が共同で治安維持活動を行い、暴動実行及び扇動者の捜査と逮捕を進めた結果、容疑者が逮捕されました。その後、2011年2月にはトンガタブ全域において、非常事態令が解除されました。また、昨2018年のサイクロンジータが来襲した後もしばらく同様の非常事態令が発出された経緯があります。現在、治安は回復しており、水及び生活物資の供給を含め市民生活は正常に戻っています。しか

し、今後も不測の事態が発生する可能性は完全には排除できません。つきましては、今後とも情報収集に努めるとともに、後述のような備えを整える等、ご自身の安全に十分気を配っていただく必要があります。

2. 自然災害の発生状況

(1) 地震・津波

当地は環太平洋造山帯に位置しており、高い頻度で地震が発生する地震の多い地域です。トンガ国土・天然資源省によると、2018年度はトンガ近郊でマグニチュード4から6.4までの地震が計188回発生し、うちマグニチュード5.3以上の地震が28回発生しています。また、過去2009年9月にはサモア諸島で発生した地震により津波が発生し、サモアに近い最北端のニウアトプタプ島で死者9名を含む大きな被害が発生しました。地震情報を入手した際には、津波の危険性もあることから、海岸付近には近寄らないこと、海岸付近居住者は高台（高い建物）などに避難すること等落ち着いて行動し、ラジオ等から最新の情報収集に努めることが大切です。さらには、常日頃からできる対策として、職場等の最新の緊急連絡先電話番号を常に保管しておくこと、非常用物資を備蓄しておくこと、長期間家を不在にする場合には信頼できる友人等にその旨伝えておくことも併せて必要になります。なお、日本大使館は自然災害情報を入手した場合、状況に応じて、速やかに在留邦人の皆様へ情報提供いたしますので、皆様方の安全安心のため、連絡先の基礎データとなる在留届を大使館へ提出するよう是非ともご励行ください。なお、地震及び津波情報は、以下のホームページをご参照下さい。

米地質調査所（USGS）<http://earthquake.usgs.gov/>

ハワイ太平洋津波警報センター<https://ptwc.weather.gov/>

(2) サイクロン

トンガは例年11月から4月頃まで雨季にあたり、この時期はサイクロン（南太平洋などで発生する暴風雨）や大雨が発生しやすい「サイクロン・シーズン」といわれています。

2018年2月には当地を大型のサイクロン・ジータ（トンガ付近通過時カテゴリー4）が襲い、家屋、建物及び木々の倒壊、水、電気等インフラの断絶等、甚大な風水害をもたらしました。

サイクロンが上陸したり、近くを通過する場合には、風雨が極めて激しくなり、海岸付近では高波にさらわれたりする危険性もありますので、海の近くを避けるとともに必要に応じて安全な場所に退避する必要があります。日頃よりサイクロン発生を含めた気象情報の入手に努めて頂くことが大切です。以下にサイクロンの基礎知識及び対策を記載しますのでご参照ください。

ア サイクロンについての基礎知識

トンガ気象局によると、トンガでは熱帯低気圧が最も活発化する時期は2月と言われており、熱帯低気圧はTropical depression→Cycloneの順で発達し、風速が時速63km以上になると、サイクロンと呼ばれるようになります。サイクロンの勢力は以下の5段階に分けられており、数字が大きいほど勢力が増します。

また、一般的に、エルニーニョ現象が見られる年は、南太平洋において熱帯低気圧が発生しやすいと言われています

規模	風速（単位：時速 km/h、秒速 m/s）	瞬間風速
カテゴリー 1	63～87km/h（約 18～25m/s）	125km/h 以下
カテゴリー 2	88～117km/h（約 25～33m/s）	125km/h～169km/h
カテゴリー 3	118～158km/h（約 33～44m/s）	170km/h～224km/h
カテゴリー 4	159～200km/h（約 45～56m/s）	225km/h～279km/h
カテゴリー 5	200km/h 以上（約 56m/s 以上）	280km/h 以上

以下参考1 風の強さと吹き方（※「気象庁 HP、風の強さと吹き方」より引用）

リンク先：https://www.jma.go.jp/jma/ki_shou/known/yougo_hp/kazehyo.html

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその 時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその 瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩けなくなる。 草がさげない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平に なり、高速運転中では横風に 流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	～70km		風に向かって歩けなくなり、 転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始め る。	高速運転中では、横風に流さ れる感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるもの がある。 雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20以上 25未満	～90km	高速道路 の自動車	何かにつかまっていけないと 立ってられない。 飛来物によって負傷するおそ れがある。	細い木の幹が折れたり、根 の張っていない木が倒れ始 める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常の速度で運転するのが 困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するもの がある。 固定されていないプレハブ小屋が移 動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材) が広範囲に破れる。	30
	25以上 30未満	～110km					固定の不十分な金属屋根の葺材が めくれる。 露生の不十分な仮設足場が崩落する。	
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯が倒れるもの がある。 ブロック壁で倒壊するもの がある。	走行中のトラックが横転する。	外装材が広範囲にわたって飛散し、 下地材が露出するものがある。 住家で倒壊するものがある。 鉄骨建造物で変形するものがある。	50
	35以上 40未満	～140km						
	40以上	140km～						

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。
(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。
(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。
1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なる場合があります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

以下参考2 トンガ気象局が使う警報（一例）

http://met.gov.to/index_files/WarningServices.htm（リンク先）

Gale Alert	24～48時間以内に風速約17～25メートルの風が吹く恐れがある場合に発出される注意報
------------	---

Storm Alert	24～48時間以内に風速約25～33メートルの暴風が吹く恐れがある場合発出される注意報
Hurricane Alert	24～48時間以内に風速約34メートル以上の暴風が吹く恐れがある場合発出される注意報
Gale warning	24時間以内に風速約17～25メートルの風が吹く恐れがある場合に発出される警報
Storm warning	24時間以内に風速約25～33メートルの暴風が吹く恐れがある場合発出される警報
Hurricane warning	24時間以内に風速約34メートル以上の暴風が吹く恐れがある場合発出される警報

イ サイクロンへの対策

●サイクロンが近づいてきたら

- (ア) 沈着冷静な行動を心がけてください。
- (イ) 緊急備蓄品の備えの確認をしてください。(以下3(3)参照)
- (ウ) ラジオ、テレビ、インターネット等から、情報入手に努めてください。
- (エ) バスタブや使用していない入れ物を洗浄し、洗濯等の用途のために水道水をためておくようにしてください。また、外に置いてある植木鉢やゴミ箱など、暴風によって飛ばされる可能性のある物は、固定するか屋内に入れてください。
- (オ) 避難の指示が出された場合には、直ちに指示に従ってください。
- (カ) 身体の安全を第一に考えた行動を心がけてください。群衆心理に影響されないように注意してください。
- (キ) 家族、友人、職場などの緊急連絡網を確認してください。

●サイクロン通過中及び通過後の注意点

- (ア) 電気器具の接続を外し、屋内で、窓やガラスなど飛散物がない建物の最も強い部分を避難先とすることをおすすめします。
- (イ) 家の近くや行き先付近で電線が切断されていないかどうかを確認してください。感電死等の危険も考えられるので、水たまり、鉄製のフェンス等に注意を払ってください。
- (ウ) 水たまりは非常に深くなっている可能性があるため、極力避けて通るよう気を付けてください。
- (エ) 水質低下が起こる可能性がありますので、飲料水はミネラルウォーターをおすすめします。傷口からばい菌が入る可能性がありますので、水たまり、泥が混じった水等は避けるようお願いします。
- (オ) 物取りなど、一般治安が悪化する可能性がありますので、戸締まりを確実に行

う、不要な外出は避ける等気をつけてください。

サイクロン等の気象情報は以下のサイトをご参照下さい。

トンガ気象局：<http://www.met.gov.to/>

フィジー気象局：<http://www.met.gov.fj/>南太平洋のサイクロン予報等が掲載されています。

また、アプリ「Windy」からも気象情報が入手可能です。

3. 緊急事態に備えて

(1) 大使館への届け出

(イ) 当地に3ヶ月以上滞在する予定の方は、在トンガ日本国大使館（巻末に連絡先を記載）に「在留届」を提出して下さい。

(ロ) 日本に帰国される場合や、長期に亘り当地を離れる予定のある方は、「帰国届」を提出して下さい。

(ハ) 住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先及び帯同者等に変更があった場合は、その都度「在留届記載事項変更届」を提出して下さい。

(ニ) 上述の「在留届」「帰国届」「在留届記載事項変更届」は、下記のアドレスより、インターネットでも届出可能です。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(ホ) また、「在留届」の提出義務のない3ヶ月未満の短期滞在の方について、滞在予定を登録して頂けるシステム「外務省海外旅行登録（たびレジ）」がございますので、是非ご活用下さい。なお、本登録を行うことで、緊急時の情報やお役立ち情報の提供を受けることができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

(2) 連絡手段の確保・整備

緊急事態が発生した場合には、当館より安否確認や情報提供のためにお届けの連絡先に伝達致しますので、連絡手段は常に整備し確保しておいて下さい。

(3) 緊急事態用物資等の整備

緊急事態が発生した場合には、食料、飲料水、医薬品、燃料等の入手が困難となることが予想されますので、普段より非常用物資を備蓄しておくよう心がけて下さい。また、国外に退避する場合に備え、必要事項を確認しておいて下さい。備えておいたほうが良い物資、事項等は概略以下のとおりです。なお、備蓄物資の中には長期保存に適さないものもありますので、随時使用期限を確認しておいて下さい。

(イ) 非常用食料（7～10日分程度）

(ロ) 飲料水（7～10日分程度）、飲料水用容器

(ハ) 医薬品

- (ニ) 燃料、懐中電灯、ろうそく、マッチ、乾電池、ケロシンランプ
- (ホ) 携帯型ラジオ
- (ヘ) 衣類、寝具（毛布等）
- (ト) 食器、炊飯道具
- (チ) 携帯電話（予備バッテリーを含む）
- (リ) 旅券（有効期限が6ヶ月以上残っているか）
- (ヌ) 入国査証（必要に応じて）
- (ル) 海外旅行保険
- (ヲ) カード類（クレジットカードを含む）
- (ワ) 現金（航空券購入費用等、トンガパアング及び主要国通貨）

4. 緊急時の行動

(1) 安全確保

緊急事態が発生した場合は、各自安全確保に努めると共に、可能な限り情報収集を行って下さい。

(2) 避難方法

(イ) 自宅待機：特定区域で緊急事態が発生し、自宅周辺に直ちに影響が及ぼされる可能性が低い場合は、自宅に待機して連絡手段を確保しつつ情報収集に努める。

(ロ) 一時退避：軽度の自然災害や火事等で居住地周辺に危険が迫り、自宅内に残留すると被害が及ぶ可能性が高くなった場合は、知人宅やホテル等に避難し、日本大使館に連絡先を伝えるとともに情報収集に努める。

(ハ) 国外退避：戦争、連続テロ、クーデター等のトンガ全土に渡る緊急事態が発生し、状況の悪化が予想される場合は、住居の戸締まり等を厳重に実施し、商用機等で国外退避する。

(ニ) 緊急退避：戦争、連続テロ及びクーデター等のトンガ全土に渡る緊急事態が発生し、自力での国外退路が断たれた場合は、大使館との連絡手段を確保したうえで、指示された集結場所、日時等に従い、チャーター機や自衛隊機等によって国外退避する。

(3) 大使館への連絡

緊急事態が発生した場合は、大使館では在留邦人の皆様の安否確認を行います。しかしながら、緊急事態発生の場合には、その多くの場合、電話回線が不通になるという事態に直面します。大使館から皆様への連絡に努めますが、可能な限り皆様から大使館に連絡して頂くと同時に、日本などのご家族に対して無事を伝えていただければと存じます。

(4) 大使館からの連絡

緊急事態が発生した場合は、大使館よりEメールや電話にて安否確認や情報提供を行います。

(5) 外務省（本邦）からの連絡

緊急事態が発生し、事態が長期化した場合には、外務省ホームページや海外向けラジオ放送のラジオ・ジャパン（短波による国際放送）でも情報提供致します。

周波数：9625Khz

放送時間：09：00～10：00

(6) 個人による国外退避

事態の推移を勘案して、外務省より「退避を勧告します」が発出された場合は、可能な限り各人で国外退避するようお願い致します。

(7) 一時集結場所

事態が急速に悪化し、個人による国外退避が不可能な状態となった場合は、情勢をみつつ安全な場所を指定します（基本的には、日本大使館事務所としますが、状況次第で変更もあり得ます）。

(8) 一時集結場所までの移動要領

(イ) 可能な限りグループを作り、自力で移動して下さい。

(ロ) 自力での移動が不安な場合は、治安当局に対し安全確保を依頼して下さい。状況によっては大使館が支援します。

(ハ) チャーター機等で国外に退避する事態となった場合は、一時集結場所から国際空港までの移動は大使館が支援します。

(二) 一時集結場所（候補）

日本大使館事務所（住所：Fasi-moe-afi, Nuku' alofa）

(ホ) 航空会社リスト

(I) ニュージーランド航空

TEL:23192 FAX:23447

住所：Air New Zealand House, Hala Vuna Kolofo' ou, Nuku' alofa

(II) フィジー航空

TEL:24022

住所：Tonga Post Bldg, Taufu' ahauRd, Nuku' alofa

(III) ヴァージンオーストラリア航空

TEL:24566 FAX:24255

住所：Sii-Kae-Ola Bldg., Taufu' ahau Road, Nuku' alofa

(へ) 外交団リスト

(I) オーストラリア高等弁務官事務所

TEL:23244 FAX:23243

住所：Salote Road, Fasi moe afi, Nuku' alofa

(II) ニュージーランド高等弁務官事務所

TEL:23122 FAX:23487

住所 : Taufa' ahau Road, Nuku' alofa

(Ⅲ) 中国大使館

TEL:24554 FAX:24595

住所 : Vuna Road, Fasi-moe-afi, Nuku' alofa

(ト) トンガ語

(Ⅰ) 私の名前は・・・です。

Ko hoku hingoa ko…… (コ コク ヒンゴア コ・・・)

(Ⅱ) 警察を呼んで下さい。

Kataki , tā ki he polisi. (カキ ター キ ヘ ポリシ)

(Ⅲ) 日本大使館に電話をして下さい。

Kataki , tā ki he 'ofisi 'o ' Amipaasitōa Siapani. (カキ ター キ ヘ オフィシ オ アンパ
シア シアパニ)

(Ⅳ) 助けて下さい。

Kataki, tokoni mai. (カキ トコニ マイ)

Ⅳ おわりに

海外においては、「自分の身は自分で守る」の心構えで常に警戒心を持ち、万が一の場合に備えて普段から周到に準備しておくことが重要です。また、不幸にして犯罪や非常事態に遭遇してしまったら、努めて冷静に対応し、被害を最小限にとどめるようにすることも必要です。大使館と致しましても、皆様が少しでも安全にお過ごしになられますようご支援をさせていただきますので、ご質問等がございましたら下記連絡先宛てにお気軽にご連絡下さい。

在トンガ日本国大使館

住所 : Level 5, National Reserve Bank of Tonga Building, Salote Road, Fasi-moe-Afi,
Nuku' alofa

電話 : 22221、FAX : 27025

閉館時緊急 (携帯) : 7772027

領事班専用 E-mail : ryouji.tonga@nu.mofa.go.jp